

交通政策審議会への諮問（港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する基本方針の変更）について

1. 経緯等

昭和48年の港湾法改正により、国土交通大臣が「港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する基本方針（以下「基本方針」という。）」を定めることとされた（法第三条の二）。

これを受け、昭和49年に基本方針を告示し、その後昭和62年、平成8年、平成12年、平成16年の変更を経て、現在に至っている。

なお、港湾法に基づき港湾管理者が定める港湾計画は、基本方針に適合しなければならないこととされている。

2. 現行基本方針の構成

I 今後の港湾の進むべき方向

- 1 産業の国際競争力と国民生活を支える物流体系の構築
 - (1) 国際及び国内海上輸送網の基盤の強化
 - (2) 港湾の効率性、利便性の向上
- 2 地域の自立の基盤となる港湾空間の創造
 - (1) 活力と潤いのあるみなとまちづくりの推進
 - (2) 安全で安心な地域づくりへの貢献
- 3 効率的・効果的な事業の実施
- 4 技術開発の推進と成果の活用

II 港湾機能の拠点的な配置と能力の強化

- 1 港湾取扱貨物の見通し
- 2 國際海上コンテナ輸送網の拠点
- 3 バルク貨物等の輸送網の拠点
- 4 長距離の複合一貫輸送網の拠点
- 5 地域の個性ある発展を支える海上輸送網の拠点
- 6 船舶の安全な避難機能を担う拠点
- 7 大規模地震対策施設

III 海上交通の安全性、効率性を支える開発保全航路

- 1 開発保全航路の開発、保全及び管理の方向
- 2 開発保全航路の配置

IV 良好な港湾環境の形成

- 1 自然環境の積極的な保全

2 人と自然との関わりと環境の改善

3 環境の保全の効果的かつ着実な推進

V 港湾相互間の連携の確保

1 港湾相互間の連携に関する観点

2 各地域における港湾相互間の連携

3 広域的な港湾相互間の連携

4 港湾相互間の連携の確保に向けた取組み

3. スケジュール（予定）

以下の理由により、交通政策審議会に諮問され、港湾分科会に審議付託されたところ。基本方針の変更の告示に向けてのスケジュール（予定）は、以下のとおり。

平成20年5月	国土交通大臣より交通政策審議会に諮問 交通政策審議会より港湾分科会に審議付託
7月	港湾分科会において答申(案)を審議 交通政策審議会より答申
10月頃	基本方針の変更を告示

（ 諒問理由 ）

アジア地域が目覚ましく発展する中、我が国産業の国際競争力強化や国民生活の質の向上を図るために港湾の一層の機能強化が必要である。この観点から貴審議会において政策の方向性等についてご議論頂き、平成20年4月、「我が国産業の国際競争力強化等を図るための今後の港湾政策のあり方」に関する答申を頂いたところである。

また、平成17年には防災分野、環境分野及び維持管理分野においてそれぞれ政策の方向性等に関する答申を頂いており、それらを踏まえ、所要の取組を進めているところである。

「港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する基本方針（以下基本方針という。）」は、国の港湾行政の指針として港湾法に基づき国土交通大臣が定めるものであるが、上記答申で示された港湾政策の方向性等を盛り込んだ基本方針とするため所要の変更を行う必要がある。

こうした状況を踏まえ、今後も、港湾が、国際競争力を備えた活力ある経済社会の構築や、国民生活の安定等に貢献していくため基本方針を変更することと致したく、貴審議会に諮問するものである。